

(エ) 埼玉県比企郡滑川町大字月輪字溝半田202番1所在のつきのわ保育園園庭等敷地
(3, 168平方メートル)

(オ) 埼玉県比企郡滑川町大字月輪字溝半田202番2所在のつきのわ保育園園庭等敷地
(89平方メートル)

(2) 建物

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山1548番地52、1548番地53所在の木造
スレートぶき平家建つきのわ保育園園舎一棟(253.19平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続を
とらなければならない。

(基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の
承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に
は、埼玉県知事の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行
う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設
整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機
関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な
有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決
を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日
までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、
同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、
一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書
類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定
時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について
は、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する
とともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告